

政務活動費支出伝票(一般)

57

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-38

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年2月12日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支払金額	
キャリアバンク株式会社			¥600	
摘要(品名)		数量	単価	金額
履歴事項全部証明書		1部	600	600
(調査研究のため)				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お買い上げ証明書

市民クラブ様

金 600- 円也

但し、印紙・切手代金として
上記のとおり売り払いしたことを証明します。

(印紙売捌き事業受託事業者)
函館地方法務局 本局内
キャリアバンク株式会社

履歴事項全部証明書

名古屋市天白区井口一丁目601番地
株式会社ソヴリン

会社法人等番号	1800-01-023779	
商号	株式会社ソヴリンインターナショナル	平成 3年 6月 30日変更
	株式会社ソヴリン	平成 8年 7月 4日変更 平成 8年 7月 4日登記
本店	名古屋市天白区植田三丁目1406番地	平成 3年10月 1日移転
	名古屋市天白区井口一丁目601番地	平成22年10月18日移転 平成22年10月18日登記
公告をする方法	中部経済新聞に掲載する方法により行う。	平成25年11月19日変更
		平成26年 7月 4日登記
会社成立の年月日	平成2年4月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車用及び工業用化学製品の製造・卸・販売 2. 自動車用品及び自動車用附属部品の卸・輸入・販売 3. 一般自動車用電気製品の卸・輸入・販売 4. 自動車用、船舶用、工作機械用減摩剤の販売 5. 自動車及び工業用化学製品の輸出入業 6. 自動車の整備サービス 7. 自動車の販売 8. 日用雑貨品の卸・輸入・販売 9. 不動産の賃貸及び管理 10. その他前各号に附帯する一切の業務 	平成26年 7月 4日登記
発行可能株式総数	5万株	平成29年10月25日変更
		平成29年11月16日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万4000株	平成29年11月15日変更
		平成29年11月16日登記
資本金の額	金2000万円	平成20年 9月 1日変更
		平成20年 9月 1日登記

株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。</p> <p>平成25年11月19日変更 平成26年 7月 4日登記</p>
役員に関する事項	<p>取締役 村瀬元武</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>取締役 村瀬啓方</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>取締役 村瀬教友</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>取締役 村瀬友香</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>名古屋市天白区植田二丁目310番地 代表取締役 村瀬啓方</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>監査役 伊藤公俊</p> <p>平成28年 2月24日重任 平成28年 3月14日登記</p>
	<p>監査役 長谷川直人</p> <p>平成28年 2月24日就任 平成28年 3月14日登記</p>
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成25年11月19日設定 平成26年 7月 4日登記</p>

名古屋市天白区井口一丁目601番地
株式会社ソヴリン

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成7年9月21日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(名古屋法務局管轄)

令和3年2月12日

函館地方法務局
登記官

木村善幸



政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ



伝票番号 B-39

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年2月18日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支払金額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則			¥9,250	
摘要(品名)		数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)		925 枚	10	9,250
(調査研究のため)				
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

№ 02173

領 収 書				
市 町 丁目 番 号		市議会 市民クラブ 会長 小野澤 猛史 様		
年度	2	会計	一般	金 額
款 目	諸収入 雑 入	項 節	雑 入 その他の雑入	¥9,250-
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
				
上記金額を領収しました。				
令和 3 年 2 月 18 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里村昌則				
				

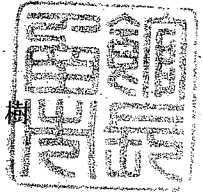
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和3年(2021年)1月18日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工藤 壽 樹



令和2年12月17日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和3年 2月18日 12時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	市立函館保健所地域保健課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部指導監査課	電話32-1513 電話21-3027 電話21-3926
備 考		

- 注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。
- 2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る指定・変更等関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（デイケアいしかわ）
 - (2) 令和2年4月13日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（デイケアいしかわ）
 - (3) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（ベーネ函館リハビリ支援センター）
 - (4) 令和2年7月17日受付 指定居宅サービス事業者等変更届出書（ベーネ函館リハビリ支援センター）
 - (5) 令和2年3月11日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（訪問看護ベーネいしかわ）
- 2 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る介護職員処遇改善関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）
 - (2) 令和2年4月13日受付 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（令和2年度）
 - (3) 令和2年7月8日受付 介護職員処遇改善実績報告書（令和元年度）
- 3 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る報告関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和2年7月13日受付の報告書
 - (2) 令和2年9月18日受付の報告書
- 4 ベーネ函館クリニックが運営する介護事業に係る給付情報関係文書（保健福祉部介護保険課所管分）
 - (1) 令和元年8月6日受付 介護給付費過誤申立依頼書
 - (2) 令和2年2月27日受付 介護給付費過誤申立依頼書
 - (3) 令和2年7月2日受付 介護給付費過誤申立依頼書
 - (4) 令和2年8月11日受付 介護給付費過誤申立依頼書
 - (5) 令和2年10月5日受付 介護給付費過誤申立依頼書
- 5 ベーネ函館クリニック（柏木町15番2号）に係る診療所届出関係文書（市立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 平成31年3月7日受付 診療所開設届出書
 - (2) 令和元年7月18日受付 診療所廃止届出書
- 6 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）に係る診療所届出関係文書（市立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 令和元年12月2日受付 診療所開設届出書
 - (2) 令和元年12月10日受付 診療所変更届出書

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る指定・変更等関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（デイケアいしかわ）中

- ア 個人の印影
- イ 法人の代表取締役の印影
- (2) 令和2年4月13日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（
ダイケアいしかわ）中
 - ア 届出者の個人の印影
- (3) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（
ベーネ函館リハビリ支援センター）中
 - ア 個人の印影
 - イ 法人の代表取締役の印影
- (4) 令和2年7月17日受付 指定居宅サービス事業者等変更届出書（ベーネ
函館リハビリ支援センター）中
 - ア 個人の印影
- (5) 令和2年3月11日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（
訪問看護ベーネいしかわ）中
 - ア 個人の印影
 - イ 法人の代表取締役の印影
- 2 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る介
護職員処遇改善関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出
用）中
 - ア 代表者の個人の印影
 - (3) 令和2年7月8日受付 介護職員処遇改善実績報告書（令和元年度）中
 - ア 代表者の個人の印影
- 3 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る報
告関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和2年7月13日受付の報告書中
 - ア 個人の印影
 - (2) 令和2年9月18日受付の報告書中
 - ア 個人の印影
- 5 ベーネ函館クリニック（柏木町15番2号）に係る診療所届出関係文書（市
立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 平成31年3月7日受付 診療所開設届出書中
 - ア 届出者の個人の印影
 - (2) 令和元年7月18日受付 診療所廃止届出書中
 - ア 届出者の個人の印影
- 6 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）に係る診療所届出関係文書（
市立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 令和元年12月2日受付 診療所開設届出書中
 - ア 届出者の個人の印影
 - (2) 令和元年12月10日受付 診療所変更届出書中
 - ア 届出者の個人の印影

当該情報のうち、法人の代表取締役の登記した印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条

例の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る指定・変更等関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（デイケアいしかわ）中
 - ア 個人の印影
 - イ 届出者の郵便番号および住所
 - ウ 管理者の郵便番号、住所および生年月日
 - エ 付表7通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項（病院・診療所）中のメールアドレス
 - オ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（R元年12月）中の職員の氏名（管理者を除く。）
 - カ デイケアいしかわ重要事項説明書中のセンター長の氏名
 - キ 医師免許証
 - ク 看護婦免許証
 - ケ 看護師免許証
 - コ 作業療法士免許証
 - サ 理学療法士免許証
 - シ 介護福祉士登録証
 - ス 修了証書
 - セ 修了証明書
 - ソ 実務者研修修了証明書
 - タ 雇用証明書中の被雇用者の氏名、生年月日および住所
 - (2) 令和2年4月13日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（デイケアいしかわ）中
 - ア 届出者の郵便番号、住所および個人の印影
 - イ 管理者の郵便番号および住所
 - (3) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（ベーネ函館リハビリ支援センター）中
 - ア 個人の印影
 - イ 届出者の郵便番号および住所
 - ウ 管理者の郵便番号、住所および生年月日
 - エ 付表4訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項中のメールアドレス
 - オ（参考様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和元年12月分）中の職員の氏名（管理者を除く。）
 - カ ベーネ函館クリニックベーネ函館リハビリ支援センター重要事項説明書中の担当者の氏名
 - キ 医師免許証
 - ク 理学療法士免許証
 - ケ 作業療法士免許証
 - コ 雇用証明書中の被雇用者の氏名、生年月日および住所
 - (4) 令和2年7月17日受付 指定居宅サービス事業者等変更届出書（ベーネ函館リハビリ支援センター）中

- ア 個人の印影
 - イ 付表4訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項中のメールアドレス
 - ウ 管理者の郵便番号、住所および生年月日
 - エ (参考様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(令和2年7月分)中の職員の氏名(管理者を除く。)
 - オ 理学療法士免許証
- (5) 令和2年3月11日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(訪問看護ベーネいしかわ)中
- ア 個人の印影
 - イ 届出者の郵便番号および住所
 - ウ 管理者の郵便番号、住所、生年月日および医師の登録番号
 - エ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(令和2年4月1日)中の職員の氏名(管理者を除く。)
 - オ ベーネ函館クリニック(介護予防)訪問看護重要事項説明書中の携帯電話番号
 - カ 看護師免許証
 - キ 准看護師免許証
 - ク 准看護師免許証
 - ケ 雇用確約証明書中の被雇用者の氏名、生年月日および住所
- 2 ベーネ函館クリニック(石川町464番地1)が運営する介護事業に係る介護職員処遇改善関係文書(保健福祉部指導監査課所管分)
- (1) 令和元年12月1日受付 介護職員処遇改善計画書(平成31年度届出用)中
- ア 担当者氏名
 - イ 代表者の個人の印影
- (2) 令和2年4月13日受付 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和2年度)中
- ア 書類作成担当者の氏名
- (3) 令和2年7月8日受付 介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)中
- ア 担当者氏名
 - イ 代表者の個人の印影
- 3 ベーネ函館クリニック(石川町464番地1)が運営する介護事業に係る報告関係文書(保健福祉部指導監査課所管分)
- (1) 令和2年7月13日受付の報告書
- (2) 令和2年9月18日受付の報告書
- 4 ベーネ函館クリニックが運営する介護事業に係る給付情報関係文書(保健福祉部介護保険課所管分)
- (1) 令和元年8月6日受付 介護給付費過誤申立依頼書中
- ア 担当者の氏名および電話番号
 - イ 被保険者番号および被保険者氏名
- (2) 令和2年2月27日受付 介護給付費過誤申立依頼書中
- ア 担当者の氏名
 - イ 被保険者番号および被保険者氏名
- (3) 令和2年7月2日受付 介護給付費過誤申立依頼書中
- ア 担当者の氏名
 - イ 被保険者番号および被保険者氏名

- (4) 令和2年8月11日受付 介護給付費過誤申立依頼書中
 - ア 担当者の氏名
 - イ 被保険者番号および被保険者氏名
- (5) 令和2年10月5日受付 介護給付費過誤申立依頼書中
 - ア 担当者の氏名
 - イ 被保険者番号および被保険者氏名
- 5 ベーネ函館クリニック（柏木町15番2号）に係る診療所届出関係文書（市立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 平成31年3月7日受付 診療所開設届出書中
 - ア 届出者の住所および個人の印影
 - イ 管理者の住所および生年月日
 - ウ 診療に従事する医師の医籍（歯科医籍）登録
 - エ 医師免許証
 - (2) 令和元年7月18日受付 診療所廃止届出書中
 - ア 届出者の住所および個人の印影
 - イ 廃止の理由
- 6 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）に係る診療所届出関係文書（市立函館保健所地域保健課所管分）
 - (1) 令和元年12月2日受付 診療所開設届出書中
 - ア 届出者の住所および個人の印影
 - イ 管理者の住所、生年月日および臨床研修を修了した旨の登録
 - ウ 診療に従事する医師の医籍（歯科医籍）登録
 - エ 医師免許証
 - (2) 令和元年12月10日受付 診療所変更届出書中
 - ア 届出者の住所および個人の印影
 - イ 「7変更内容」中の医師の住所
 - ウ 医師免許証

当該情報のうち、特定個人の氏名、生年月日、郵便番号、本籍地、住所、電話番号、被保険者番号、職業、勤務先、職務上の地位、健康状態、資産内容および各種資格等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報、心身に関する情報、経済的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたいと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもの」のうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当します。

- 1 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る指定・変更等関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（ダイケアいしかわ）中
 - ア 1階平面図

- イ 貸借借契約書
- ウ 月次損益計算書
- (3) 令和元年12月1日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（ベーネ函館リハビリ支援センター）中
 - ア 1階平面図
 - イ 貸借借契約書
 - ウ 月次損益計算書
- (5) 令和2年3月11日受付 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（訪問看護ベーネいしかわ）中
 - ア 1階平面図および2階平面図
 - イ 貸借借契約書
 - ウ ベーネ函館クリニック（介護予防）訪問看護重要事項説明書中の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義
 - エ 月次損益計算書
- 2 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る介護職員処遇改善関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和元年12月1日受付 介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）中
 - ア 職員就業規則（表紙部分を除く。）
 - イ 「準社員」就業規則（表紙部分を除く。）
 - ウ 「パートタイマー等」就業規則（表紙部分を除く。）
 - エ 職員賃金規程（表紙部分を除く。）
 - (2) 令和2年4月13日受付 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（令和2年度）中
 - ア 「2賃金改善計画について<共通>（2）介護職員等特定処遇改善加算⑦平均賃金改善額」のうち、職員一人当たりの金額が判明し得る記載および月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者の人数
 - イ 「2賃金改善計画について<共通>（3）賃金改善を行う賃金項目及び方法「介護職員等特定処遇改善加算」のうち、経験・技能のある介護職員の考え方の記載
 - ウ 介護職員処遇改善・特定処遇改善手当支給表
- 3 ベーネ函館クリニック（石川町464番地1）が運営する介護事業に係る報告関係文書（保健福祉部指導監査課所管分）
 - (1) 令和2年7月13日受付の報告書
 - (2) 令和2年9月18日受付の報告書

当該情報のうち、法人からの報告内容については、これを公開した場合、負の側面だけが注目され、当該事業者のこれまで培ってきた信用や様々な事業および活動等から総合的に獲得してきた評価、イメージを損ないかねず、今後の事業運営上支障を来すおそれがあることから、また、施設の各階平面図については、一般に公衆に提供されることを予定しているものではなく、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて創意と工夫を凝らして設計した著作物であり、技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報および営業活動上の秘密に関する情報であることから、また、月次損益計算書については、当該法人の経営状態に関する情報であり、信用力に関する情報であることから、また、職員賃金規程および職員就業規則等については、法人内部の経理に関する情報、職員の人事

制度に関する情報および給与に関する情報であり、専ら法人内部に関する情報であることから、また、その他の部分については、当該法人の公開されていない取引先等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であることから、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障を来すおそれがあるため、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

会派名 市民クラブ

伝票番号 K-16

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年2月19日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先			支 払 金 額		
株式会社 近藤商会			¥6,419		
摘 要 (品 名)		数 量	単 価	金 額	
コピー機使用/カラーコピー		129 枚	16	2,064	
コピー機使用/ブラック		1886 枚	2	3,772	
				0	
消費税		10 %		583	
計				6,419	

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お 取 引 明 細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

年 月 日	金融機関	種 別	取引	銀行番号・支店番号・口座番号	お取引内容	処理番号
3 218	321	84	I	[REDACTED]	お振込	4057

お 知 ら せ

先方銀行 ホクヨウ
ハコタチチユウオウ

お受取人 [REDACTED]
カ)コンドウシヨウカイ 様

お取引時刻	お取引金額
15:19	¥6,419
手数料	お取引後残高
電信扱¥110	¥¥¥¥¥¥

ご依頼人 シミンクラブ 様

0138-21-3702

振込日 3- 2-19

お取引明細はお客様の大切な個人情報です。お持ち帰りいただきますようお願いいたします。 共同キャッシュサービス
裏面のご案内もあわせてご覧ください。 総務金融機関

040-0036

3702

函館市東雲町4-13.

函館市市議会市民クラブ

市民クラブ

様



株式会社 近藤商会

代表取締役社長

〒041-0824

函館市西桔梗町589番地(流通センター)

TEL (0138) 49-3311 (代表)

TEL (0138) 49-3314 (経理直通)

FAX (0138) 49-3310



締切年月日	得意先コード	担当コード	伝票枚数
2021/01/20			1

844192

取引銀行	みちのく銀行きぎょう支店	北洋銀行室蘭中央支店
	北海道銀行函館支店	北海道銀行室蘭支店
	北洋銀行函館中央支店	北洋銀行苫小牧中央支店
	みずほ銀行函館支店	北海道銀行苫小牧支店

前のご請求額	ご入金額	繰越残高	当月お買上額	消費税額	当月ご請求額
0	0	0	5,836	583	6,419

売上日付	伝票 No.	品名・品質形状	単位	数量	単価	金額	消費税
2020/12/28	A0000030007	CA002				0	
		IR-ADVC3520FⅢ (12月分)	10%				
2020/12/28	A0000030007	CA002	枚	129	16.00	2,064	
		カラーコピー	10%				
2020/12/28	A0000030007	CA002	枚	1,886	2.00	3,772	
		ブラック	10%				
		伝票計				6,419	583
		函館市役所内7階					
		【御買上額合計】					6,419
		内消費税額等 (課税対象額:			5,836)		583
		10% 分 (5,836)		583

毎度お引き立ていただき誠にありがとうございます。当月分上記のとおりご請求申し上げますのでご照合の上、お支払下さいますようお願い申し上げます。

◇消費税率の改定について◇ 2019年10月1日より消費税率の引き上げに伴い、次の通りとさせていただきます。出荷基準での消費税率を摘要致しますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-40

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和3年2月22日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支払金額	
日経メディアマーケティング株式会社				¥8,555	
摘要(品名)			数量	単価	金額
日経電子版(2021年1月分)			2部	3,889	7,778
消費税				777	777
(調査研究のため)					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
函館市議会市民クラブ

お客様コード
[REDACTED]

金額
8555 円
内消費税
777 円

受取人
日経メディアマーケティング株式会社

受領印

収入印紙貼付欄
21.2.22
函館市川町
437241

お客様控

請求書

〒 040-8666

北海道
函館市東雲町 4-1-3

函館市議会市民クラブ

会長 小野澤 猛史 様



000013 001/001 118AZ1K000013#



お振込みは下記銀行宛てにお願いします。
振込手数料は貴社にてご負担をお願い申し上げます。

口 歴 名 日経メディアマーケティング株式会社



〒100-8444
東京都千代田区本手町 3-7

日経メディアマーケティング株式会社

お問い合わせ先： 弊社ホームページのFAQをご参照、または下記担当まで
営業支援部(請求担当) kanri-n@nikkeimm.co.jp



請求明細書

請求項目	請求金額
日本経済新聞電子版	7,778
日経電子版 (@3,889) 2ID	777
消費税	855.5
合計	
備考	

2021年01月分

請求金額

7,778

777

8,555

備考

ご請求番号 F31766707-T

お客様コード

ご請求年月日 2021年01月18日

ご請求額 8,555円

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-41

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年2月22日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支払金額	
日経メディアマーケティング株式会社			¥8,555	
摘要(品名)		数量	単価	金額
日経電子版(2021年2月分)		2部	3,889	7,778
消費税			777	777
(調査研究のため)				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
函館市議会市民クラブ

お客様コード
[REDACTED]

金額
8555 円
内消費税
777 円

受取人
日経メディアマーケティング株式会社

受領印

収入印紙貼付欄

お客様控

